

## 手数料表

本所が有料職業事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

### 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000 円</u> 手数料負担者は、求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬 [期間の定めのない雇用契約の紹介の場合] 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;"><u>50%</u></span></p> <p>[期間の定めのある雇用契約の紹介の場合] 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定者や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;"><u>50%</u></span></p> <p>手数料負担者は、求人者とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】  ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	<p>成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;"><u>50%</u></span></p> <p>手数料負担者は、求人者とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<p>着手金 <span style="float: right;"><u>20 万円</u></span> 活動 1 日当たり <span style="float: right;"><u>5 万円</u></span></p> <p>成功報酬 [期間の定めのない雇用契約の紹介の場合] 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;"><u>50%</u></span></p> <p>[期間の定めのある雇用契約の紹介の場合] 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定者や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;"><u>50%</u></span></p> <p>手数料負担者は、求人者とします。</p>
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<p>成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <span style="float: right;"><u>50%</u></span></p> <p>手数料負担者は、関係雇用主とします。</p>

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 \_\_\_\_\_

事業所の名称及び所在地 T N Kネットワーク株式会社 人材開発事業部

千葉県習志野市東習志野 4-1-1 時田コーポ 1 階